

◎新潟県告示第235号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年3月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
株式会社魚沼食品流通センター
新潟県南魚沼市川窪1035番地
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場株式会社魚沼食品流通センター六日町市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県南魚沼市川窪1035番地
青果物及びその加工品、水産物及びその加工品

- 4 認定年月日

令和2年3月2日

ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。